

令和3年第2回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 令和3年 9月14日 午前10:00

○散 会 午後 2:28

○出席議員（17名）

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 鈴木 壮 二 | 2番 戸 田 俊 樹 | 3番 菅 原 理恵子 |
| 4番 藤 原 仁 美 | 5番 菅 原 龍太郎 | 6番 佐 藤 敏 雄 |
| 8番 中 川 光 博 | 9番 澤 井 昭二郎 | 10番 佐 藤 義 久 |
| 11番 伊 藤 正 吉 | 12番 藤 原 典 男 | 13番 堀 井 克 見 |
| 14番 菅 原 秀 雄 | 15番 小 林 悟 | 16番 大 谷 貞 廣 |
| 17番 鑑 仁 志 | 18番 西 村 武 | |

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

| | |
|------------------------|-----------------------|
| 市 長 鈴木 雄 大 | 副 市 長 鎌 田 雅 人 |
| 教 育 長 工 藤 素 子 | 総 務 部 長 菅 原 剛 |
| 市民生活部長 伊 藤 国 栄 | 福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法 |
| 福祉保健部技監兼社会福祉課長 筒 井 弥 生 | 産 業 建 設 部 長 櫻 庭 春 樹 |
| 上下水道局長 渋 谷 一 春 | 教 育 部 長 伊 藤 貢 |
| 総 務 課 長 千 葉 秀 樹 | 企 画 政 策 課 長 安 田 秀 樹 |
| 学校教育課長 島 崎 徳 之 | 都 市 建 設 課 長 畠 山 修 |
| 産 業 課 長 櫻 庭 輝 雄 | 上 下 水 道 課 長 佐々木 涉 |
| 文化スポーツ課長 伊 藤 強 | |

○議会事務局職員出席者

| | |
|---------------|--------------|
| 議会事務局長 鈴木 健 二 | 議会事務局次長 鈴木 学 |
|---------------|--------------|

令和3年第2回潟上市議会定例会日程表（第3号）

令和3年 9月14日（3日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は17名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1 一般質問を行います。一般質問については、1回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めまして60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順序は、3番菅原理恵子議員、10番佐藤義久議員、11番伊藤正吉議員の順に行います。

それでは、3番菅原理恵子議員の発言を許します。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） おはようございます。傍聴席の皆様、早朝よりお疲れ様でございます。

今定例会は、大きく2点にわたりご質問させていただきます。

大きな1点目、不登校児童・生徒への支援の在り方について。

SDGsは、2030年達成に向け掲げた持続可能な開発目標17項目です。17項目の4番に質の高い教育をみんなに、すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進するといった目標があります。また、SDGsは未来に向けた世界共通の言葉です。その最大のポイントは、一人ひとりの尊厳を大切に誰一人置き去りにしない社会を築くこと。現代に生きる私たち、そして未来の地球に生きる人達全員が豊かで幸せに暮らせるためのコンパスです。

文科省は、不登校児童・生徒への支援の在り方について、令和元年10月25日に通達致しました。その通達の中に、不登校児童・生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、教職員研修等を通じ全ての教職員が法や基本指針の理解を深め、個々の不登校児童・生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めるとともに、不登校児童・生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図っていただくようお

願いがございました。

不登校児童・生徒への支援に対する基本的な考え方、学校教育の意義、役割では、児童・生徒の才能や能力に応じてそれぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重したうえで、場合によっては教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級での受入など、さまざまな関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこととされておりますことから、本市教育委員会での取り組み方についてお伺い致します。

①不登校時における給食費の取り扱いについては、小・中学校で違うのか。それとも学校の認識の差によって生じるものかをお伺い致します。

②文科省通達により、不登校児童・生徒数は高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっておりますことから、本市における不登校数のここ数年の推移、また完全不登校児童・生徒数、保健室登校、その他安心できる居場所確保ができていない児童・生徒数は何人か、学校区ごとにお知らせください。

③学校教育の意義と役割では、本人の希望を尊重したうえで、さまざまな関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと、不登校児童・生徒への多様な教育機会を確保する教育機会確保法では、フリースクールなど民間施設やNPOなどと積極的に連携し、相互に協力、補完することの意義は大であります。状況に応じた教育支援センター、不登校特例校、ICTを活用した学習支援など、不登校児童・生徒等への情報の提供、必要な措置を講じる対応など、本市における取り組みをお知らせください。また今後、教育機会確保に向け、民間施設等を活用したさらなる事業展開についていかがお考えかお聞かせください。

④不登校児童・生徒学習状況の把握や学習の評価と工夫については、教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けていて、教育課程に照らし、適切と判断された場合の出席日数と学習評価の記入についてはいかがお考えでしょうか。

⑤法や基本指針の理解を深め個々の不登校児童・生徒の状況に応じた支援策を行なえるよう、教職員研修等の実施についてはいかがでしょうか。

大きな2点目。ひとり暮らしの高齢者の終活支援について。

人生の終わりに向けて、今よりよく自分らしく生きるための活動、終活があります。終活問題については、平成30年9月定例会において質問をしておりますが、新たな視点等で質問したいと思っております。

長寿国日本においては核家族化が進み、また経済的にも年金生活では厳しい時代、自分の最期に不安を感じている方も多くいらっしゃると思います。ひとり暮らしで身寄りがなくても、それなりに資産があり生活にゆとりがあれば、費用面でも弁護士やNPO法人に相談したり等である程度は解決できるのですが、経済的に余裕のない生活困窮者にとっては、解決策がないのが現状ではないでしょうか。そういったことから神奈川県横須賀市では、ひとり暮らしで身寄りがなく生活にゆとりがない高齢者の終活支援で、エンディングプランサポート事業と終活情報登録伝達事業を行っております。エンディングプランサポート事業の主なものは、高齢者本人と生活福祉課、市内の葬儀社とで事前に葬儀や納骨、各種届け出などを市が窓口になって決めておこうというものです。ひとり暮らしのお年寄りは万が一、自分が孤独死してしまったらと考えます。現行制度だと、たとえ葬儀社と契約していても、本人が緊急入院などで連絡が取れなくなったら契約は宙に浮いてしまいます。その結果、生活保護制度を準用する形で、行政が火葬し葬儀を行い納骨するといったケースがあります。そこには個人情報という壁があり、自分の死後の後始末を自分で決めておきたい高齢者と、それに応えたい葬儀社との双方が困ってしまう。その解決策は市が関与するという事で、エンディングプランサポート事業を展開したとのことであります。この事業には、死後事務委任契約も活用されております。

また山口県防府市では、生活保護世帯等の低所得者対策として、簡素で低廉な葬儀を行うことができるよう、市内の葬祭業者とのご協力をいただき防府市規格葬儀を実施しております。葬祭執行者は死亡者が防府市民で、葬祭執行者が低所得者や経済的な理由に該当する場合は、規格葬儀を利用して市指定の斎場で火葬を執り行うことができます。料金は9万9,000円を原則として前払いとなりますが、亡くなられた方が国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されていた場合は、葬祭執行者に葬祭費5万円が支給される。受領を葬祭業者へ委任すれば、残額の4万2,000円だけを支払えばよいといった低所得者支援を行っております。

以上の先進事例を参考に、本市の取り組みについてご質問致します。

(1)本市におけるひとり暮らしの高齢者の現状について。

①ひとり暮らしの高齢者数、その内の生保受給者数と高齢化率は。

②まったく身寄りがいない方が亡くなられ、本市が火葬等、対応したケースはどれくらいあるのか、過去5年間をお示しください。

(2) エンディングプランサポート事業について。

①ひとり暮らしで身寄りのいない高齢者等の市民に対し、死後の葬儀納骨、死亡届人の確保および生前に自らの意思表示が困難になった際の延命治療に関する意思の伝達方法などについて、当事者の希望により相談に応じ死後の支援計画を策定し、生前の訪問支援を行って、生き生きとした人生を送っていただくことを目的とした、希望者における登録事業についての見解はいかがでしょうか。

②死後事務委任契約について。

病床にあった委任者が受任者に、自己の財産から友人などへの謝礼、支払い、葬儀、法要などの実施とその費用、支出などを委託する死後事務委任契約についてのお考えはいかがでしょうか。

(3) 緊急連絡先や終活ノート、遺言書の保管場所、葬儀の生前契約先、お墓の所在地など、大切な終活情報を登録する終活情報登録伝達事業の導入についてのお考えはいかがでしょうか。

(4) 生活保護世帯等の低所得者対策として、簡素で低廉な葬儀について。防府市などで行われている規格葬儀の取り入れについてのお考えはいかがでしょうか。

(5) 生活保護法に基づく葬祭扶助について。

生活保護受給者に限らず、葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、葬祭を行うための必要な費用を満たすことができないとき、葬祭扶助を行うことができるとされており、また火葬、埋葬、納骨といったことも含め、民生委員・町内会役員等には周知する必要があると思っておりますがいかがでしょうか。

以上、大きく2点にわたり壇上からの質問とさせていただきます。ご答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） これより当局より答弁を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、3番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目「不登校児童・生徒への支援の在り方について」お答え致します。

教育機会の確保について施策を講ずる際の基本理念は、全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り安心して教育を受けられるように環境を整え、不登校児童・生徒の状況に応じた必要な支援を行うことにあります。

本市においても、潟上市の学校教育の指針に不登校の未然防止を重点に掲げるとともに、学校と家庭、地域社会、関係機関との連携を深め、不登校の未然防止及び早期発

見・即時対応に努めているところであります。

ご質問の1点目「不登校時における給食費の取り扱いは」についてお答え致します。

不登校が長期化した際に、保護者が給食の停止を希望した場合、保護者の意向に沿って対応しております。この点につきましては、小・中学校の別や各学校によって対応の違いはないものの、周知の仕方が学校間では異なる点もありましたので、今後は、どの学校でも期間や届け出の時期等、給食を停止できる条件などを、早い段階で丁寧にお示しするよう改善してまいります。

ご質問の2点目「完全不登校児童・生徒数・保健室登校等、居場所が確保できている児童・生徒数を学校区ごとにお知らせください」についてお答え致します。

はじめに、ここ数年の推移については毎年、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を実施しており、本市小学校では、平成29年度7人、平成30年度7人、令和元年度18人、令和2年度9人、今年度13人、本市中学校では平成29年度22人、平成30年度27人、令和元年度26人、令和2年度27人、今年度は24人となっております。

次に、状況別の不登校児童・生徒数について学校区ごとにとのことですが、全体の状況別児童・生徒数のみお答えさせていただきますのでご理解願います。

今年度、学校において不登校及びその傾向があると判断している児童・生徒を次の4つに区分すると1つ目、ほぼ登校できていない児童・生徒は14人、2つ目、登校したときは保健室等自分の教室以外に入る児童・生徒は11人、3つ目、登校したとき自分の教室に入る児童・生徒は8人、4つ目、学校外の施設を利用している児童・生徒は4人となっております。

ご質問の3点目「教育機会確保法に基づいた取組等について。また、民間施設等を活用に向けた事業展開について」お答え致します。

学校では、児童・生徒の状況に応じた環境を整えるため、登校した際の居場所として保健室、相談室、学習室などを確保し、個々の児童・生徒及び保護者の意向を踏まえながら学習の場を確保する支援を行っております。また、市では、小学校に配置している子どもと親の相談員や中学校に配置している心の教室相談員を活用して、児童・生徒の悩み相談に応じたり関係機関との連携を進めたりしております。さらに県では、配置又は県から派遣が可能であるスクールカウンセラーを活用して、カウンセリングや電話相談を行っております。こうした情報は、例えば学校報や生活指導だよりなど、学校からの配付資料で全保護者へ伝えたり、面談等で必要に応じて伝えたりしております。また

学校外の居場所として、本市の児童・生徒が利用している主なものとしては、適応指導中央さわやか教室とスペース・イオがございます。

1つ目の適応指導中央さわやか教室は、勤労青少年ホーム内に設置し、本市、男鹿市、南秋田郡の6市町村により運営しております。不登校の児童・生徒やその保護者に対しての相談や援助、学校復帰への意欲化と向学心の啓発を目的とした基礎的な学習指導などを行っており、この施設へ通った日数を学校では出席として認定しております。

2つ目のスペース・イオは、秋田県立明德館高等学校内に設置されており、県内の小・中学生等を対象として、施設で学習支援や集団活動を行ったり在宅で通信指導を含む学習支援を行ったりすることで、自立心や社会性等を育てている施設です。学習の記録などを在籍校と共有し、出席の認定を行っております。

民間施設等の活用についてであります。中央さわやか教室、スペース・イオ等の利用が困難であり、本人の状況に適した民間施設等があれば、学校と民間施設が連携して支援に当たることができるよう対応してまいりたいと考えます。現在は、民間施設等の活用を希望されるケースはありませんが、今後必要であれば検討し対応してまいります。

ご質問の4点目「不登校児童・生徒の学習状況の把握や学習の評価記入について」お答え致します。

これについては、児童・生徒の個々の状況により異なりますが、一部の教科の一部の学習でも、学習状況が把握できれば、各校では可能な限り評価を行い評価を記入するよう努めております。先ほどご説明した中央さわやか教室及びスペース・イオは、在籍校と随時連絡を取り合い、指導の経過、学習の記録、出席状況等を在籍校と共有することで、学校における評価に生かすとともに出席として認定しております。民間施設の利用があった場合は、文部科学省の通知、不登校児童・生徒への支援のあり方についてに従って適切に対応することとしております。

ご質問の5点目「法や基本指針の理解を深め個々の不登校児童・生徒の状況に応じた支援策のため、教職員研修等の実施について」お答え致します。

本市では、全ての児童・生徒にとって居場所がある学校づくりを目指しており、学校が教育計画を作成するに当たって自己決定の場を与えること、自己存在感を与えること、共感的人間関係を育成することについて、具体的に取り組むことを指導しております。また本市では、教職員定数に加えて配置できる児童・生徒支援加配・生徒指導専任加配の事業を活用して、各中学校に1人ずつ教員の増員配置を受けておりますが、管理職は、

この事業に係る連絡協議会に参加し、いじめや不登校の未然防止に関する実践について情報交換や協議を行い、自校の実践に生かしております。具体的な一つの例として、3校で不登校生徒の個々の状況への対応について協議する対策会議を定期的に行い、随時の指導につなげております。

市教育委員会では、平成29年度及び30年度には、魅力ある学校づくり事業により、いじめ・不登校の未然防止に市内全ての学校で取り組みましたが、長期休業中には、全教職員での研修を行いました。現在は、コミュニティ・スクール事業を中心に研修を進めており、不登校対策の一つの切り口としての地域人材の活用も有効であることから、引き続き総合的な視点から研修を進めていく予定であります。

また、本市の強みとして、平成17年度から続いている秋田県教育委員会と潟上市との教育に係る連携協力事業がございます。今年度は、6校がこの事業を活用して県総合教育センターと連携した研修を行っており、その中には、不登校の未然防止に関する研修や学校の人間関係づくりに関する研修なども含まれております。今後も、県総合教育センターの研修や県市連携事業の積極的な活用などを働きかけてまいります。

また、県総合教育センターが開設している各種研修講座の中には、学級づくり、人間関係づくり、教育相談等、生徒指導における教員の資質向上をねらいとした講座もあり、本市教員も受講しております。今後も、こうしたあらゆる機会を捉えた教育機会の確保に関する基本理念を踏まえた研修の充実に努めてまいります。

以上であります。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 一般質問の2つ目「ひとり暮らしの高齢者の終活支援について」お答え致します。

はじめにご質問の1点目「本市におけるひとり暮らしの高齢者の現状について」の「①ひとり暮らしの高齢者数、その内の生保受給者数と高齢化率は」についてお答え致します。

ひとり暮らし高齢者数は、令和3年7月1日現在2,463人で、そのうちの生活保護受給者数は238人でございます。また、市の高齢化率は34.8%となっております。

次に、「②全く身寄りのない方が亡くなられ、本市が火葬等、対応したケースはどれくらいあるのか、過去5年間をお示しく下さい」についてであります。本市が過去5年間で火葬等に対応したケースは令和3年8月末現在で5件でございますが、その後の

調査により、全て身寄りが判明したため身寄りのない方はおりません。

ご質問の2点目、「エンディングプラン・サポート事業について」の「①登録事業についての見解はいかがでしょうか」についてお答え致します。

本市地域包括支援センターが行っている介護相談において、ひとり暮らし高齢者の方で入院・施設入所の際の身元引受人・保証人がいないという事例が増加傾向にあります。このような場合には、家族・親族の調査を行ったうえで、現状を説明しながら今後の対応について必要な助言を行い、身元引受人の依頼等を致します。

また入院・入所の際に、延命治療や看取りについて意思確認をする取り組みについては、平成30年に厚生労働省の「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」が改訂されており、この中で、本人が自らの意思を伝えられない状態になる前に本人や家族等と医療・ケアチームで話し合い、文書にまとめておくことと示されております。このガイドラインを受け本市では、昨年度に在宅医療・介護連携推進事業において、市内の医療機関や介護・福祉関係機関の職員を対象に研修会を行い、多職種との共通理解と情報共有及び相互連携を図ったところであり、今後は、市民の方々への普及・啓発を進めていきたいと考えております。

次に、「②死後事務委任契約について」お答え致します。

身寄りのいない高齢者の方につきましては、成年後見制度の市長申立てにより家庭裁判所が後見人を選任し、財産管理など日常生活に支障を来さないようにしておりますが、制度自体の難しさや申立てに必要な書類の複雑さ等により、十分活用されていない実情もあります。制度の普及・啓発に向け、市の広報に掲載するなど、支援の必要な人の早期発見や相談につなげてまいります。また、制度の適切な運用を目的に、潟上市成年後見制度利用促進連携会議を開催するとともに、市内関係機関等を対象とした認知度調査を実施するなど、現況とニーズを把握し、調査結果を基に制度の利用促進を図っていききたいと考えております。

死後事務委任契約の導入については、ニーズの高まりや他の自治体の状況などを考慮し検討していきたいと考えており、当面は成年後見制度をはじめ、市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業、又は民間の事業者による身元保証サービスや金銭管理支援サービス等の家族代行支援サービスへの橋渡し等の支援を行ってまいります。

ご質問の3点目、「終活情報登録伝達事業の導入について」お答え致します。

本市では、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯については、市社会福祉協議会で作

成している要援護者台帳により、緊急連絡先やかかりつけ病院、親族の状況等の情報を共有し把握しております。

また、生前契約、墓地、葬儀等については、ご質問の2点目の①への答弁で述べました、人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドラインに沿って対応していくこととしております。しかしながら、先の死後事務委任契約とともに終活情報登録伝達事業の導入につきましては今後、市民のニーズや他の自治体の状況などを考慮し検討していきたいと考えております。

ご質問の4点目「生活保護世帯等の低所得者対策として、簡素で低廉な葬儀について」であります。葬儀をどのように執り行うかなどにつきましては、本人や家族の考え方によるところが大きいことから、潟上市では現在のところ、防府市などで行われている規格葬儀の制度を取り入れる考えはございません。

ご質問の5点目「生活保護法に基づく葬祭扶助について」お答え致します。

ご質問にあります葬祭扶助につきましては、生活保護法に基づき支給しているところではありますが、葬祭を行う扶養義務者がいない場合においては、民生委員や町内会役員等が、個人の意思で自発的に執行した際に葬祭扶助を適用していることから事前の周知は想定しておらず、その都度個別に対応していくこととしております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員、再質問ありますか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 1の①の給食費についてなのですが、これ軽いタッチで不登校児の親御さんに聞いてみました。不登校について一般質問するのですけれども何かありませんかとお尋ねした際に、聞いていただけなのであれば、給食費について伺ってほしいということでした。というのは、不登校が始まって小学校6年生の約1年間、給食費を口座から引き落とされました。中学校では、意向調査みたいなのがすぐにあったので、中学校では給食費を払うことはありませんでした。そこで、小学校・中学校と違って違いがあるのか、学校の認識に差があるのか、ちょっと聞いていただきたいということで質問に至りました。先ほどの答弁で、保護者が休止を希望した場合は中止しているという答弁でございましたが、この1年間というものを、その保護者に意向調査というかそれを行ったのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答え致します。

部長から先ほど答弁申し上げたとおりでございますけれども、そのご家庭、そのお子さんの不登校に至った時期だったり経緯だったりに応じて、その対応というのは個々によって相違があると私どもも認識をしております。ただその不登校に、明日来るのかな、明日行けるのかなという状況が1日、2日、1週間と続いていったときに、その給食を止める、止めないといったことが、そのお子さんがまた登校できたときに、自分の食べる給食が、お友達と食べる給食がといったことで、個々のケースによっては、今菅原議員からご指摘があったケースが生じていたということは理解しました。ただご指摘のとおり、それが1年継続したということは、これは非常にそのご家庭にご負担をおかけすることですので、今回お尋ねいただいたことをもとに、私どもこういったことも、そういった保護者、お子さんへの給食を止めるということが不登校長引くのでしょと決めつけた形にならないような、最初の段階でしっかりと制度としてあるということはお知らせすべきだと改めて認識致しましたので、今後、そのように学校にも指導してまいりますのでご理解をお願い致します。本当にそのご家庭にはご負担をおかけしたと思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 男鹿市では、不登校と思われる児童・生徒の家庭に校長先生が声をかけるそうです。基本不登校児童・生徒という方からは、給食費はいただいております。不登校児童・生徒がふいに登校してきても、給食の準備ができる体制づくりができています。また文科省では、年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒を不登校というということなのです。そこで教育長、不登校は、何日で潟上市は認めるというお考えなのですか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

議員のご指摘のとおりでございます。文科省の調査では30日以上ということで、私どもも先ほど部長から答弁申し上げた児童・生徒の状況を把握しております。ただ私どもは、それが1週間であろうと1カ月であろうと半年であろうと、そういったいわゆる傾向そういった状況にあるお子さんが全てきちんとその初期の段階から、きめ細やかに対応させていただくように、私ども潟上市で30日になったから不登校という認定をすることではなく、日数によらずそういったお子さんお一人おひとりに対応する体制、

それが私ども潟上市で行っている生徒指導の基本原則であるということもお伝えしたいと思います。

なお、男鹿市の例のお話ありましたけれども、私ども各学校の単独調理場でありますので、男鹿市のセンター等々で対応できるところとまた相違があると思います。そういった課題は、今ご指摘いただいて認識致しましたので、対応できるよう検討してまいります。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 30日で不登校という認識があるとおっしゃいました。約1年間、給食費を引き去りにしたということは、認識がなかったのかと私は思っておりました。やはりこの認識がないからこそ1年間引き去りされたという現状であり、ほかにもそういうお子さんがいらっしゃるかと思います。そういった場合、やっぱりこれは教育委員会の認識不足として給食費、これを払い戻しするべきだと思うのですが、その辺についてお尋ね致します。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

議員のご指摘は、そのたぶんにいわゆる文科でいう30日を過ぎた登校していない状況に対しては、その返金をするべきではないかというご指摘、ご提言であったと思います。このことについても、給食会計というのは単年度の学校ごとの会計になっておりますので、過去に遡ってというのは難しいかと思っておりますけれども、今年度に関しては早急に対応できることと認識しておりますので、そういった点については、私ども学校においても認識については共通と思っておりますけれども、その給食費に至るまでのきめ細やかな配慮ということについても、改めて共通認識して進めてまいりたいと思っておりますのでご理解をお願い致します。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） きめ細やかな対応を行っていただきたいと思っております。二度とこういうことは起きてはいけないと思っておりますので宜しく願いしたいと思っております。

③教育機会確保法に向けた取り組みについて。

中央さわやか教室、スペース・イオ等の事例が紹介ありました。また、相談された保護者の中には、ICT学習という形でタブレット端末も対応していただいているよといううれしい声もいただいております。一方、民間施設に不登校である市内の児童・生徒

さんも通って、学ぶ機会を設けているというお子さんもいらっしゃいます。また、市外の方も行っているという形で、先ほどそういう利用者の声があれば検討してまいりますということでありました。やはり今後、学ぶ機会を多様化するという意味では、この民間施設その利用というものを必要となってくるとは思います。さらなる支援に対して再度答弁いただきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

さまざまな子どもたちの確実にどのお子さんにとっても居場所があるということの中に、今議員がご指摘いただいた民間ということも当然選択肢の中の一つとしてありますし、そのことは学校も認識し、さまざまな市内、市外にそういった施設がございますので、お子さん、親御さんとの面談の中でいろいろと相談していく中で、そのことを選択していくということがあれば、当然私ども学校の方ではその希望に沿って居場所を確保していくということになりますので、先ほど部長から答弁申し上げたとおりでございますが繰り返しになりますが、そのように対応してまいりますのでご理解願います。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 選択肢の一つとしてであると認めましたので、ぜひこの民間施設の事業展開を進めていただければと思います。違いますか。答弁の方宜しくお願い致します。違いについて答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） すいません。言葉足らずであったかと思っております。

私どもは、そういった市として民間施設を、例えば助成するだとか開設についてということとはまた意味合いが異なって、すでにさまざまなそういった民間の方々の居場所づくりが進んでおります。一例を上げますと、教職を退いた方々が、これも潟上の強みだと思うのですけれども追分に教育会館がありまして、そこにその方々が、これは福祉の方の昨日の一般質問にもありましたが学習支援の居場所にもなっているのですけれども、そういった方々が不登校であったり発達課題であったり、いろいろなお子さんの状況に応じた学習課題に対して対応しているといった居場所があり、その方々がまたさらに授業拡大を視野に入れていただいております。例えば市内ではそういったこともあり、民間ということでもありますので、そういった方々の居場所ということは私どもも情報をキャッチして、そのお子さんそして保護者の方々に情報を提供して、よりよ

い居場所を見つけていくといった支援をしていくという意味での私どもの関わり方であることをご理解いただきたいと思います。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 教育長が現時点での事業で十分ととらえていると今理解させていただきました。

私、不登校ということで検索しましたら、こういう資料が出てきました。それで、この資料に基づきちょっと勉強させていただき、県の動向を伺いたいと思ひまして、秋田県の教育庁義務教育課に行つてちょっとお話を伺つてきました。この資料の中にも、教育長の手元にもこの資料は届いていると思ひます。それで、私この資料届いて約3年になりますが、それを見たこの資料に基づいて教育長は熟知していると思ひます。教育機会確保法について。この中に、進路の選択肢を広げるために必要な支援策として、民間施設やNPO等の活用が必要か、教育機会法について多様な学びの場が必要だということなのです。先ほど教育長から答弁いただきました中央さわやか教室、スペース・イオ等を活用してそこに行けるお子さんはいいです。先ほど冒頭に私が紹介しましたように学習塾、現に今潟上市にある何箇所かの学習塾に不登校児童・生徒が通つているというのが事実です。その人たちの居場所づくりのためにも、お子様のためにもそういうところを認めませんかという趣旨の質問でありました。再度、そういう民間の施設と、あるものを利用活用して居場所づくりをできませんかということです。そのようなこともここには書いてありました。そのことについて再度答弁いただきたいと思います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

議員が今ご指摘いただいたとおりの認識を私どももしている、同じ認識であると結論から言いますと承知しております。今民間の居場所について議員から具体例を挙げさせていただきましたけれども、そういった方々が現在あるいは過去いることは私どももしっかりと承知しております。そういった中で、また進路選択ということで学校、保護者の方そういったところと相談をしながら、その学習状況の取り扱い等々については、当然はじめは理解が不足していたかと思ひますけれども、この法律は平成28年にできております。それから文科の通達はそれから3年を経て、またそれが徹底していないということで、安倍内閣肝いりの法律でしたのでそれが3年後に通達という形で出てきた、それは私どもも十分承知しており、そういったどのお子さんにとつても、さまざまな居場所が

必要だということは私どもも認識しており、また学校、教職員との価値観を共有して、力強く進めてまいりますので、繰り返しになりますけれども、民間の居場所このことについて、これはひとくくりに言えませんけれども、そのお子さんそのお子さんにとって、例えばそこがずっとなのか、ときどき学校に来るのかとそういった状況によって、また学習の対応も変わってきますので、本当に一つひとつ丁寧に対応をさせていただき、その一つとして民間の居場所ということがあることだと思っております。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 一人と認識して承知しているということでありました。だったらなおのこと、多様な学びの場、そこでまた登校しているお子さんもいるかもわかりませんけれども、不登校の方が通ってきているということでありましたので、認識しているのであれば認めるべきと思います。その辺はあとにさせていただきます。

④の出席日数と学習評価の記入についてに移りたいと思います。

民間施設等の活用を促すことにより、多様な教育機会の確保になります。重要なのは出席日数と学習評価です。教育機会確保法では、学校外の施設において指導を受けている場合、学校が把握した当該学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らし適切と判断された場合は、学校長の判断で出席扱いすることができる。また、その取り組み内容を確認して学習成果を評価、反映されることとされております。この教育機会確保法、先ほどから言いますように民間、NPOの施設を活用して、なおかつ学校長が適切と判断された場合には、出席日数また学習評価を反映されるということでありました。これ何でしつこく言うかということ、ここ一番大事だと思います。居場所づくり、多様な学びの場、今まで成績表に評価がなく反映されず、すべて斜線で成績表が返ってきた。それを見たときに、自己責任ではありますけれども、そこで自分の将来が閉ざされてしまうという不安につながるということです。それで、学ぶ意欲も失ってしまうということなのです。それで、この授業評価、学校出席日数を学校長の判断でそれができるのであれば、この民間施設等を用いた、将来ある子どもをやっぱり社会へ自立する第一歩になるという思いで質問させていただいておりますが、この点について再度お伺いしたいと思います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

まさに議員がおっしゃるとおりと私どもも認識は同じと思っております。先ほどの部

長も答弁致しましたけれども、どんなに小さな歩みであっても、そのお子さんが学んだ足跡ということをしかりと学校長は受け止め、それを評価していくということについては、どの学校でも認識してそのように対応していることをございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 決して認識は一緒ではないです。認識が一緒であれば認めるべきであって、授業評価もできると思いますが、その点もう一度お願いしたいと思います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） 基本的な理念については私どもが立場としては同じ考えのもとに、ただ個々のお子さんの状況によってその学習の評価の仕方が同じように評定できること、それから文書記述でそういった評価の仕方も今は取り入れております。そういった多様な評価表の形式等々も改善がなされてきておりまして、議員のご指摘のケースというのがそういったことにうまくつながらなかったということをご指摘なのかなと思いますけれども、そういったことも一つひとつどうしても、例えばそのお子さんの学習の足跡ということや学校で把握できた場合は評価できるのですけれども、そういった個々のケースについては、また改めて学校にも指導して、この法の精神に則りまして評価できるようにまた周知してまいりたいと思いますのでご理解を願いたいと思います。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） やはり私は、教育長の認識不足ととらえました。学校が把握した当該学習の見学や内容が学校の教育課程に照らし適切と判断された場合、または学校と民間の学習教材とでは評価基準が異なるため、別途学校の課題プリント等を送付して、その取り組み内容を確認し学習成果を評価、反映されることとなっております。学校いかんによって校長いかんによって、その学習塾であったりNPOだったりそういうものを評価できるとなっておりますので、それはやはり将来ある子どもさんのためにはとって必要なことだと思いますのでそれをぜひ検討していただきたいと思いますので、その辺宜しくお願い致します。

⑤の教職員研修等については、先ほど総合教育センターと本校での研修を行っている、学校づくり、人間づくりと教師的研修を受けているということでありました。この不登校児童・生徒の中に、教職員による体罰や暴言等不適切な言動や指導、これは許されないということもこの教育法に掲げておられます。この教職員の言動や指導で不登校に

なったお子さんもいらっしゃいます。これはその学校で小学6年生の、先ほど冒頭に不登校になった事例をお話しましたが、そのお子さんたちの保護者たちが、6年生は、その先生を持ち上げにしないでほしいということを教育委員会に申し出たそうです。それを受け入れられずに、6年生もそのまま持ち上げられたという、それで不登校に人間不信になり、不登校になりましたというお話もありました。そういう先生の不適切な行動や指導が原因で不登校になっている場合は、懲戒処分も含め、厳正な対応が必要であること等も記載されておりました。そういった事例を教育長は耳にしていると思います。そういったやはり一部の教職員ではありますけれども、そういう職員がいることが違いありません。それと友達同士でもいざこざで、片方の友だちのことだけを聞いて、ほかの別の友だちの意見は全然聞き入れてもらえなかった。先生に信用されていない、あちらの方だけを信用したということで不登校にもつながっているお子さんがいるということは耳にしております。そういった教職員の研修等さらなる研修というものが必要だと思いますがいかがお考えですか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

ご指摘のとおり、不登校にはさまざまな要因がございます。そしてそれが明らかでないこと、複合的であること等々、原因には多様なことがあることと思いますが、その中に、教員の不適切なそういった指導が原因でといったことはあってはならないことと重く受け止めておりますし、それは常に私どももそういった危機感を持って市教育委員会から各学校への指導をしておりますけれども、さらに今後も、また教職員の研修を充実させてそういったことが起きないように、そういったことには努めていきたいと思っております。

また今、個別のケースで例をお話いただきましたけれども、その困り感を抱えていらっしゃるお子さん、親御さんにしっかりと傾聴し、不公平感がないようにということは、生徒指導の原理原則でございますので、そういったことについても改めてしっかりと対応してまいりたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 大きな2点目に移りたいと思っております。

この一連の質問は、ここ最近私の市民相談で増えてきたケースであります。やはり、ひとり暮らしの高齢者が町内で救急車で運ばれました。どこに入院したかもわからない、

退院してくるまでの4カ月間、亡くなったのかな、どうしたのかなという連絡先もわからないということもありました。そういうことを通しまして、やはりこのエンディングプラン・サポート事業とか終活情報登録伝達事業とかというそういうものがあれば、あの人はこういうものに登録しているから大丈夫だよねという、最低限、町内会長さんたちもわかるような制度仕組みをつくっていただきたいとの思いでこの質問をさせていただきました。

横須賀市での取り組みでは、エンディングプラン・サポート事業は、誰もひとりにさせないということが合言葉だそうです。生活にゆとりがない高齢者の終活支援として、行政にしかできないことを行うということで、民間の活動を阻害しないことから、現在の住民票では足りない情報を住民票に登録してもらい、必要な人に登録してもらいという考えだそうです。あと、縷々説明しましたので、どういうものを登録するかはご承知だと思いますので、この民間の活用を阻害しない、住民票に登録する、情報を登録するというエンディングプラン・サポート事業について再度お尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） お答えしたいと思います。

まずこの度の菅原理恵子議員からの質問でございますけれども、行政としましても、大変有意義な提案でもあるととらえております。その中で、このエンディングプラン・サポート事業でございますけれども、事業の名称は別に致しましても、先ほど説明しましたように、要援護者台帳というものをひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯の方に、これも希望なのでございますけれども希望があれば設置するようにしております。その台帳の中に項目として、例えば自分が死んだあとこうしてほしいだとかという、本人が必要と思われる項目を増やして、それに基づいて行政なり第三者が対応していくという方法もあると思いますので、今回の提案を参考にこのあとの行政を進めていきたいと考えておりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） このあといろいろと検討していただき、事業展開につなげていただければと思いますので宜しくお願い致します。

私からの質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって3番菅原理恵子議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時10分から行います。

午前10時57分 休憩

.....

午前11時10分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番佐藤義久議員の発言を許します。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） おはようございます。傍聴の皆様にはご多用のところおいでくださいましてありがとうございます。

はじめに、鈴木市長には4月の無競争当選を衷心よりお祝い申し上げます。おめでとうございます。就任以来、多忙な毎日をご過ごしているように思います。市長室の椅子の座り心地はいかがでしょう。

早速ですが、質問に移ります。就任早々なので、まだまだ時間的に総合計画など目を通す暇もないほどかと思いますが、私は全面的に見直しされるものと期待もしております。現状をどうすべきか、どうあるべきか計画が重要であります。

大きい1番、順次進めてまいります。ご答弁宜しくお願い致します。

都市計画の見直しについてであります。①潟上市全域を都市計画区域にするお考えはありますか。見直ししないと制度資金の活用にも不都合があるようです。私は、未だ疑問に思っています。また全域を見直ししないと、旧町時代の境界線がクッキリと残っています。具体的に申し上げます。市街化調整区域と無指定区域が隣接しています。大清水町内などや大郷守町内など発展の余地は残されていると考えます。街路計画が重要であります。潟上市単独の都市計画区域を計画すべきとも考えますがいかがですか。

2つ目、市内学区再編について。

近年の児童・生徒の数がアンバランスになっています。大久保駅西側周辺の宅地開発で定住促進の政策、市内の学校は統合集約が必要と思いますが、この点はいかがでしょう。

3つ目、ブルーメッセの観光地活用、産業遺産「豊川油田の観光資源」の活用及び石川翁の伝承館を拡充について。

コロナ禍であります。財政堅持の一つは観光客の受け入れであると考えます。そこで1つ、県所有の遊休地の利用計画と先の2点の拡充について市長のお考えをお聞かせください。過疎法をひもとくと、第2章第5条2項から6項、第6条の市町村計画の提案、県の計画等々に地元提言、つまり市の計画が重要と考えます。

次に大きい4つ目、商工観光課の新設について。

市内観光事業の充実と集客を目指し、2つの道の駅を安定した経営を目差す手段の一つとして相対的な観点からお伺いするものであります。

1つ。飯田川の観光施設の開発復興、鷹待小屋、北公園さらには八郎まつり関連の塩口町内にある足洗の井戸。また、ほかの町では菅江真澄の歩いた道の標柱がたくさん立っています。市内も歩いたものと推測します。また地場産業育成の観点から、野村の船の停泊設備の改修改善の必要があります。併せて塩口と羽立の間にある停泊水路の浚渫の必要性さらには名産佃煮産業のために、八郎湖の水質改善、資源復興についてお伺い致します。

次に大きい5番目、ふるさと納税と委託事業の見直しについてお伺いしたいと思えます。

例年のふるさと納税は、額を増やすための努力はどんなことをされていますか。私の考えは、委託事業をはじめ金額の大きい請負事業の大半は、市の外の男鹿であったり秋田市であったり、果ては県外に発注されていると考えます。ひとこと、ふるさと納税のお願いしてもよいと思っています。いかがですか。お伺いするものであります。

さらに、事業所を市内に置くことが最善であります、この点はどうでしょうか。

話を変えますが、私は、有志でテレビ受信に影響があると考え、主に天王地区全域に今なお影響が懸念され、事実多くの方々が数回の業者調整でも一時は改善されても、すぐに異常を感知するという方がおりあきらめておりました。そこで風力発電環境対策連絡協議会を立ち上げ、要望書と協定書締結（案）を業者に渡しております。1回目の会議を終えていますが、風力発電関係の質問は改めて次回に質問することにしますが、この度は同僚議員の働きかけもあり、2社の事業所を地元へ誘致できました。市に、固定資産税の他に税収が事業所税、営業所得税が還元されるものと思えます。

質問は、ふるさと納税の額を増やすための手立ての努力は。

2つ目、委託事業の見直しについて。

3つ目、請負事業者の事業所を潟上市内に置くことについての3点であります。

大きい6点目。妹川地区を流れる川の水路検証、改修と追分地区の道路冠水について。

一昨年、異常気象か8月の西日本の豪雨災害は甚大でありました。上流部が灌漑用水池、金山のため池があります。近年の気候変動のためか、田んぼを川のように激流と化し怖い思いをしたと伺いました。毎年のように、水は水路に収まらず溢れるようになって

たようです。中流までの水路改善が必要と思います。

地域市民の話ですと、広域農道とか自動車道国道7号線バイパスが建設以来、水が溢れるようになったと申しています。この地域は、発生原因を全体的に検証、水系と水路の拡幅が必要であります。検証の結果をご報告お願いしたいと思います。さらに市全体を俯瞰すると追分地区、出戸地区には川がないことは先刻承知のことです。これまでの地下浸透では、開発や舗装など年々難しい状況と考えます。私有地や官地を有効に計画し、幾つかあるため池を増やす方法も一つであり、兎にも角にも道路冠水をなくさなければなりません。この点いかがでしょうか。

質問を整理しますと、妹川地区の水路改修について。

2つ目、洪水に対し検証の結果は。

3つ目、下虻川JAスタンドの止水板、排水専用と思うが、この検証については。

4つ目、追分地区の道路冠水を無くするための施策は。

次に、大きい7つ目。待機児童について。

新たにこども園がつくられました。待機児童がゼロになるとの触れ込みでありました。ところが、追分方面の宅地開発分譲により、急激に若い方々の転居・移住が促進され認定こども園も開設されたものの、待機児童が4月には多く発生したようです。

質問は、この点のこども園の改善解消策について。

2つ目、保育士職員を公募しても、毎月の市の広報に募集されているようですが、職員の待遇改善のためのお考えはありますか。

さらに、大きい8点目ではありますが危機管理について。

情報共有との観点から、消防署職員との人事交流を考えませんか。併せて、人事課・危機管理課の新設を提案するものであります。いかがですか。

矢継ぎ早の質問で議会に計画案を提示しておりますが速やかに実行に移す、これを期待します。

私の質問には、誰かが言っていました。真剣に考えるとよい知恵が出る、中途半端に考えると愚痴が出ます。いい加減に考えると言い訳が出ます。言い訳や方便は必要ではありません。市長自身がこういうまちづくりをしたいと考えることを赤裸々にご答弁いただければ結構です。ご期待します。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 佐藤義久議員の一般質問にお答え致します。

私からは、1つ目「都市計画の見直しについて」、3つ目「ブルーメッセの観光地活用、産業遺産『豊川油田』の観光資源の活用および石川翁の伝承館を拡充について」、4つ目「商工観光課の新設について」お答え致します。

一般質問の1つ目「都市計画の見直しについて」お答え致します。

ご質問の「潟上市、全域を都市計画区域にする考えは有りますか」についてですが、都市計画運用指針では、都市計画区域指定に関する基本的な考え方として、「都市計画区域は、市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見直し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度その中で充足できる範囲を、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として指定するべきである。」とされております。

本市は合併以来、区域区分のあり方を見直し、本市全域を一つの都市計画区域として、土地利用の規制や誘導が図られる一体感のある都市形成を目指していますが、隣接する秋田市と一体の都市として秋田都市計画区域に指定されており、二田・天王・湖岸地区などについては区域外となっているのが現状でございます。

しかしながら、本市都市計画の最終目標は、潟上市独自の都市計画をもち、自らのまちは自らの手で創っていくことであるため、今後も関係機関との協議を重ねてまいります。

次に、一般質問の3つ目「ブルーメッセの観光地活用、産業遺産『豊川油田の観光資源』の活用及び石川翁の伝承館を拡充について」お答え致します。

ご質問の1点目「県所有の遊休地の利用計画」については、ブルーメッセに隣接する県有地の活用策についてのご質問と捉えお答え致します。

県有地の活用策については、議員からご提言がありましたバラ園と遊園地構想も含めこれまで県と協議してまいりました。しかし、跡地には舗装部分が残っているほか、地盤が軟弱であり、土地の整備や植栽・遊具機材等の維持管理費についても相応の財政負担が伴い整備が大変厳しいと判断したことから、具体的な利用計画には至っておりません。また、秋田県財務規則による普通財産の処分に関する用途指定期間の制限があることから、引き続き協議を続けていく考えであります。

次に、ご質問の2点目「産業遺産『豊川油田の観光資源』の活用及び石川翁の伝承館

を拡充」についてお答え致します。

近代化産業遺産豊川油田については、市としましても、産業近代化の過程を物語る豊川油田が果たしてきた役割や産業近代化に関わった先人たちの努力などを物語る貴重な遺産であると認識しております。また、昭和豊川山田地区にある潟上市文化保存伝習館・石川翁資料館は昭和56年7月に開館しました。この建物は、農村の救済と農業振興にその生涯を捧げ、明治の聖農と称された郷土の先覚者・石川理紀之助翁遺跡地に建てられており、市内外から年間約1,000人が訪れています。

伝習館には、石川翁の遺書や遺稿、収集物等を中心に、郷土の歴史、民俗、産業等の理解に資する諸資料を保存・展示しております。また、遺跡には翁の晩年の住居であった尚庵を中心に備荒倉、三井文庫、石川会館などがあり、更に東1.2kmの山間には翁の山居跡草木谷があります。

本伝習館は今年で開館から40周年を迎え、今年8月には展示パネルの入れ替えや展示室の照明改修、利用者トイレの改修を行いました。市内外からの集客を図るため、施設の拡大というハード面ではなく、翁の功績を知るための展示物の充実、イベントや情報提供の機会創出等のソフト面を充実させてまいりたいと考えております。

次に、一般質問の4つ目にあります「2つの道の駅を安定した経営を目指す手段のひとつとして、飯田川の観光施設の開発復興、『鷹待小屋』、『北公園』さらに八郎まつり関連の塩口町内にある『足洗い井戸』の活用」についてお答え致します。

飯田川飯塚地区の鷹待小屋及び北公園、天王塩口地区の足洗い井戸を観光資源として道の駅の集客機能と連動した振興を図ってはどうかということに関しましては、観光需要の有無や交通アクセス道の整備、駐車場の有無、周辺環境への影響を勘案したうえで、場合によっては相応の財政負担が伴うことも想定されることから、現時点では開発復興する計画はございませんのでご理解願います。

次に「野村地区の船の停泊施設改修改善」についてであります。野村船着場は、八郎潟干拓時県が設置し、県が管理を行っております。そのうち、漁船数増により係留施設としては狭隘なため、昭和57年度に八郎湖増殖漁業協同組合が整備を行い、平成19年度に八郎湖増殖漁業協同組合から財産譲渡の要請があったことにより、潟上市に有償譲渡され現在に至っております。

漁港施設の改修については国からの補助金を受けるためには、水産物供給基盤機能保全事業基本計画を策定し承認を受ける必要がありますが、策定期限が既に終了しており

対象施設にはなっておりません。そのため、改修を行うには市単独費で実施しなければならず、漁港施設を改修する必要性について今後、八郎湖増殖漁業協同組合と協議してまいります。

また、「塩口と羽立間にある停泊水路の浚渫の必要性」についてであります。令和2年度に八郎湖増殖漁業協同組合から堆積土砂の浚渫を求める要望書が提出されております。

先の質問にありました野村地区の停泊施設の改修改善と同様で、国からの補助を受けるためには、水産物供給基盤機能保全事業基本計画を策定し、水域施設の設定を行い承認を受ける必要がありますが、策定期限が既に終了しており対象施設にはなっておりません。堆積土砂の浚渫を行うには莫大な費用が必要であり、市単独費のみで工事を実施するのは難しい現状にあります。堆積土砂浚渫の必要性は理解できますが、今後も八郎湖増殖漁業協同組合と費用負担、工事の手法等について協議してまいります。

次に「八郎湖の水質改善について」お答え致します。

八郎湖の水質改善については、アオコ遡上の防止や発生状況の早期確認などのアオコ対策を含めて、引き続き県八郎湖環境対策室を中心とした関係機関と連携してまいります。

なお、商工観光課の新設につきましては、このあと、ご質問の8つ目に対する答弁と併せてお答え致します。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、佐藤義久議員の一般質問にお答え致します。

私からは、一般質問の2つ目「市内学区再編について」と、7つ目の「待機児童について」お答えさせていただきます。

それでは2つ目の「市内学区再編について」お答え致します。

全国的に少子化が進む中であって、本市においても児童・生徒数は減少傾向にあり、児童数の増加が見込まれている追分小学校を除いたほとんどの小・中学校において小規模化が進行しております。このことから、児童・生徒の社会性を育むうえでよりよい教育環境を創るため、学識経験者、地域代表等からなる潟上市学校教育環境適正化検討委員会を設置し、小・中学校の1学級当たりの人数、1学年当たりの学級数、学校数等の学校規模、通学区域等の学校配置の適正化について協議を続けているところであります。年度内には適正化検討委員会から答申をいただく予定になっており、その後、教育委員

会として基本的な方針を定めてまいりたいと考えております。

続きまして、一般質問の7つ目「待機児童について」お答え致します。

はじめに、ご質問の1点目「こども園の改善・解消策については」についてお答え致します。

本市の待機児童数は、平成31年4月1日現在で39人、令和2年4月1日現在は18人、今年度の4月1日現在は5人となっております。年々減少しております。来年度は、天王こども園利用者の拡充を図るほか、保護者の希望に合わせた広域利用を継続して実施することなどにより、待機児童の解消に努めてまいります。

なお、このたびの天王こども園の整備は、保護者の就労の有無にかかわらず、一貫した教育・保育の提供を行うこと、また、天王地区3園の施設及び設備の老朽化に対応することを主眼としており、その副次的効果として待機児童の減少につながることをご説明申し上げてまいりました。しかしながら、保護者の希望に応じて毎月利用希望数の変動があり、また、天王こども園の開園が年度途中であることから、開園によって本市の待機児童数が必ずしもゼロになるということではございませんのでご理解願います。

次に、ご質問の2点目「保育士職員を公募しても、毎月の市の広報に募集されているようですが、職員の待遇改善のためのお考えはありますか。」についてお答え致します。

これまで、保育者の待遇改善として報酬の見直しを行ってまいりました。また昨年度からは、会計年度任用職員としての任用に移行したことで、待遇面につきましては一定の改善が図られております。今後の更なる見直しにつきましては、保育・教育の現場の人材確保の重要性は十分承知しておりますが、本市が任用する他の会計年度任用職員も含めて取り組むべき事項でありますことから、全体的な状況に応じて検討してまいりますので、どうかご理解くださいますようお願い致します。

以上であります。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） 私からは、一般質問の5つ目「ふるさと納税と委託事業の見直しについて」と、8つ目の「危機管理について」お答え致します。

はじめに5つ目「ふるさと納税と委託業の見直しについて」お答え致します。

ご質問の1点目「『ふるさと納税』の額を増やすための手立て、努力」については、これまで潟上市の魅力発信に努めるとともに、事業者への呼びかけやふるさと納税ポータルサイト等の活用により、広く制度の利用について周知を図ってまいりました。これ

により寄附者の選択も増え、ふるさと納税の受入増につながっているところでございます。

なお、ふるさと納税に関する奨励については、これまでも各種媒体を通じて広く呼びかけてまいりましたが、特定の個人等に対する個別の寄附依頼等は、制度の趣旨に照らして行っておりませんのでご理解をお願い致します。

ご質問の2点目「委託事業の見直しについて」と、3点目の「請負事業者等の事業所を潟上市内に置くことについて」は、関連がありますので一括してお答え致します。

ご質問にあります「委託事業はじめ金額の多い請負事業の大半は、市外・県外に発注されていると考えます。」について、市では合併以来、地元事業者育成の観点から、市内の事業者で請負ができるものは市内事業者へ極力発注しております。ただし、市内の事業者数が少ないなどの理由から、請負の種類によっては近隣市町村などを含めて発注を行っております。請負事業者等の事業所を潟上市内に置くことについて、事業所の設置は経営の根幹にかかわるものと考えておりますので、市が積極的に特定の事業者等に働きかけをする考えはございませんのでご理解をお願い致します。

続きまして一般質問の8つ目「危機管理について」お答え致します。

はじめに、人事課・危機管理課の新設と、4つ目のご質問にあります商工観光課の新設を含めた行政組織機構の見直しについてお答え致します。

市長が公約に掲げている、ふるさと潟上の未来を見据えた政策の柱である稼げる力、支える力、考える力の3つの力を新たな視点として加え、進化する潟上の創造を目指し、この公約を実現できるような行政組織体制とするため現在、見直し作業を行っております。

潟上市は、人口規模が類似している他市と比較して少ない職員数ではありますが、見直しを進めるうえでの基本的な考え方として、重点政策を推進する部署においては厚い配置としつつも、より簡素で効率的な行政運営が行えるような行政組織機構を目指し検討を進めております。行政組織機構の改編は来年4月を目指しており、今後組織案ができ次第、議会からのご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

また、消防署職員との人事交流については現在、男鹿地区消防本部と男鹿市の間で行っており、男鹿市からは消防本部総務課へ職員1名が、消防本部からは男鹿市危機管理課へ1名が人事交流しております。潟上市は、男鹿地区と湖東地区の2つの消防本部がありますので、今後、両方の消防本部での受入体制や県内の事例等を調査し検討して

まいります。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） それでは最後になりますが、私からは一般質問の6つ目「和田妹川地区を流れる川の水路検証、改修と追分地区の道路冠水について」お答え致します。

はじめに、ご質問の1点目「妹川地区の水路改修について」は、以前に佐藤議員から同様の質問があり、回答も一部重複することになりますが、平成30年5月をはじめとする近年の気候変化による大雨により、金山地区の水路から水が田んぼに越流している状況は市でも承知しております。佐藤議員のおっしゃるとおり、水路の拡幅を行うことも一案ではありますが、改修には多額の事業費と時間を伴うことから、対策方法も含めて期間を要することをご理解願います。

市としましては、ソフト対策として土のうステーションの設置に加え、庁内関係部署と関係機関との連携を強化することにより、ため池水位の事前調整による水路の越流防止に努めており、一定の効果を得られているものと認識しております。

次に、ご質問の2点目「洪水に対して検証の結果は」についてお答え致します。

市内各所の水門操作は、平成30年5月に発生した記録的大雨被害の検証結果から災害時初動マニュアルを更新した際に、参考資料として市内排水施設の位置図を作成し、気象災害の際は、所管する施設を適切に管理するよう努め、市民対応を含めた庁内の共通理解を図っているところであります。災害時における各ゲートの開閉状況は、総務課危機管理班で統括管理しており、操作が必要な場合には、危機管理班からの要請により、各担当部署において対応することとしております。

平成30年5月に発生した記録的大雨被害の検証は実施済みであり、既に大雨を想定した体制整備をしております。今後も、大雨等を想定した各種訓練を実施するなど関係機関と連携し、より万全な体制整備を図りながら市民の安全・安心に努めてまいります。

次に、ご質問の3点目「下虻川JAスタンドの止水板の検証」についてお答え致します。

佐藤議員ご指摘のガソリンスタンド横のゲートについては、雨水の排水に使用するもので、通常時はゲートが開いており、大雨による豊川の水位上昇時は閉門し、水路への逆流を防止するために設置しております。

令和2年3月にゲートの改修が終わってから、豊川の水位と水路への逆流について検

証するため降雨時に現地確認を行っておりますが、現在のところ、逆流するまでの水位には達しておらず、今後も引き続き検証を実施しながら対応してまいります。

次に、ご質問の4点目「追分地区の道路冠水を無くするための施策は」につきまして、以前の回答と同様になりますが、概況として、追分地区の土地形状は、高地と低地を繰り返す砂丘地帯となっているため、道路と宅地も土地形状なりに形成してきた経緯があります。また、放流先となる河川がないこと、近年の気候変化による短時間での大雨などにより、道路の冠水事例が発生しているのが実状であります。

市では、第2次潟上市総合計画基本目標3の便利に住まえる、快適空間都市における政策、道路・交通網の充実として、道路冠水を解消するための事業を行っております。

佐藤議員がおっしゃるとおり、ため池などの貯留施設を増やすことは、浸水を低減する有効な手段であります。現在、潟上市が行っている道路事業による追分地区の雨水冠水対策としては、市街地で用地の確保が困難なこともあり、冠水箇所の浸透柵設置や既設の道路側溝を浸透式大型側溝に換えること、またポンプ設置による強制排水を行うことなどであり、局所的に対策を講じているところであります。しかしながら、道路事業による雨水対策のハード整備に関しては、財源等の面から大規模な事業の実施が難しい状況であることから、先に述べました対策に加え、ソフト対策として、道路冠水時には、道路表示による迂回案内、通行止め等の措置をし被害の軽減に努め、また開発事業者による宅地開発行為については、既存の道路への負荷を避けるため、潟上市開発許可制度の手引きにより開発区域内での雨水処理を指導しているところであります。今後も、道路利用者が安全・安心な通行ができるよう、先に述べました各種事業を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員、再質問ありますか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 1の都市計画の見直しについて縷々申し述べてもらいましたけれども、これまでの秋田都市計画区域内の打ち合わせと言いますか協議と言いますか、どういうふうにされておりましたか。

○議長（西村 武） 畠山都市建設課長。

○都市建設課長（畠山 修） ただいまのご質問にお答え致します。

今までの検討の内容ですけれども、大きく分けて4つほどありまして、1つは、都市計画区域と都市計画区域外に存在することによる土地利用の均衡の規制の格差というこ

とがまず1つあります。2つ目として、市街化区域内農地の宅地課税の問題も検討しております。3つ目として、人口減少が加速的に進行するとともに、開発圧力が低下している中で、本市の土地利用及び区域区分のあり方、4つ目として、広域都市計画区域である意義について検討しております。

本市の目指すべき方向は、今までどおり秋田都市計画区域から独立し、区域区分を持たない非線引きの都市計画区域の指定を目指すということで協議の方を重ねております。以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 何年くらい検討するのですか。

○議長（西村 武） 畠山都市建設課長。

○都市建設課長（畠山 修） ただいまのご質問にお答え致します。

検討期間については、秋田県、秋田市とともに一つの都市計画となっていることから協議を進めておりますが、秋田県、秋田市の思いと潟上市の思いが多少ずれているところがありまして、なかなか合意に至っていないという経緯がございますので、これからも引き続き独立できるように協議を重ねていくということで、具体的なスケジュールをここで述べることはできないということがございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 申し上げますと、これ推測ですから、昭和47年に秋田都市計画組んだときに、前にもお話したのですけれども秋田市30万都市を目指して、私共の町村は調整区域を多く割り当てられたという印象があります。これは当たっていないとはいえません。だから過疎指定になるまで放っておかれたというか、調整区域の割り当ては頑として秋田市駅東開発だとかいろいろ注文つけられたと思うのですけれども、それに屈してきましたと思います。なんとか単独の都市計画を組めるように。二田地区も都市計画に入っていないわけです。これで制度資金の使い道も少ない範囲になるという考え方でお聞きしているのです。市長、この点どうですか。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 佐藤議員の再質問にお答え致します。

本市の都市計画につきましては、先ほど縷々、部長、課長の方から答弁した内容でありますけれども、これまでどちらかというところ協議の場、職員が主体となって協議してきた経緯も伺っております。その点については、私4月就任以降、私自らが県におもむき

まして、地域の実情、課題等を踏まえて、ぜひ今後の協議の場においては先ほど答弁があったとおり、市独自の都市計画になるようなことを目指してまいりたいと思っております。

あと、制度資金については事実確認しておりませんので、ここでの答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 1番はいいです。

2番目の学区編成についても、年度内の方針だということですからスルーしまして、3つ目の石川翁の伝承館、課長、部長、確認していますか。展示8月に置いたような話していますが。現地確認していますか。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほども答弁致しましたとおり、照明の改修とトイレの改修、またパネル等の展示につきましては完了しておりますので以上であります。

○10番（佐藤義久） これからなのか場所狭くてなのか、展示品諸橋さんから寄贈された1,200点はまだ事務室にありまして、これからかと思いますが、新しい展示場はまだ電気つけてもらえませんでした。どうなっているのですか。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

9月に入ってからちょっと確認はしておりませんが、我々まず改修工事、照明については完了したという報告を受けております。

あと、石川翁の寄贈された件に関しましては、今回の改修とかパネルの展示についてまた別扱いでございますので、その点をご理解願いたいと思います。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 石川翁についても、場所狭いと思うのです。1,200点も一気に飾れとはいわないけれども、3分の1くらいしか常時展示されていない。繰り返しやっているように聞いていますけれども。だからもう少し広くしないといけないのではないかなど。展示場そのものが。駐車場に関しては、向かいの田んぼが石川さんの所有のところですから、いつでもご協力いただけるのじゃあないかと。これも私の一案ですがけれども。1回は会館の隣の田んぼ二畝ほど駐車場として使わせていただいていたのですが、今

はプレハブ立ったりなんだりで何か活用しているようです。だから、そういうので常に打ち合わせをしながら現地確認しながらやっていただければありがたいなど。

それから、豊川の産業遺産の件に関してだけれども、だいたい産業遺産の指定されているものが崩れてきていますので、これも市長どうですか。どう考えますか。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 豊川油田の件に関してでありますけれども、施設の方が災害等で被害を受けている状況も伺っております。ただ、これからは遺産としてまた教育施設またひいては観光施設としての利活用の位置づけなどを検討しながら、改修について財源等も踏まえながらになりますけれども検討してまいりたいと思います。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） ありがとうございます。

それから、今まとめて最後にお話しますが、4つ目の観光課の新設ですが、これについては必要性どう思われますか。市長。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 先ほど、部長答弁にもありましたとおり、やはり私も公約を実現していくためにはやはりこういった商工業、農業こういった部門の単独または連携による組織づくりの必要性はあると考えております。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 産業部長、漁業組合関係で停泊施設は譲渡受け入れしたという話でしたけれども、状況はわかっていますか。人が上がれないくらい角度30度くらい傾いていますが。雨のときとか薄氷が張ったときとか。落ちてはいないようだけれども、落水する危険があるということで、ぜひとも直してほしいと。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

係留地の施設につきましては、市の物と県の物がございます。どちらの方がやっているかというのも確認しながら、今後修繕等の補助等を模索しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 触れませんでしたでしたが6番目に移ります。

6番目の妹川の氾濫、洪水の関係は、道路3本できてから激しいと。金山の堤ではな

いと思われるという言質でしたけれども、産業課の方でそこ検証してくれる、確認してくれるという話でしたが、話は聞いていましたか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

私もそうですが、課長の方もちょっと聞いていないということでございますので、お答えにならないと思いますが大変申し訳ございません。

○10番（佐藤義久） という話でしたので。あとで私気合かけてもいい。それはパワハラになるでしょうからやめますけれども、まず確認して。何で課長のところまで上がっていないのか。何で担当者同士で話し合ったのかどうか分かりませんが、そのあたり少し気を入れてやってください。

次に待機児童ですけれども、最終的に5人という待機児童がおられるという話でしたが、これはお母さんが職についている人だけで、自宅で育児中の方も入れて5人ですか。まもなく育児休暇を終わるといふ方も待機児童になっていたようですが。この辺の判断どうですか。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

大変申し訳ございませんが、今その5人の内訳の詳細については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので大変申し訳ございません。

○10番（佐藤義久） 五城目から追分の家を買ってお預かりしたい、土崎に勤めている方ですけれども。それで引っ越しまでして6月に産休終わると。9月からこども園できるといっているからその間どうするか。今は土崎に預かっているようだけれども、ババ方たいした心配しているわけです。私行ったら、潟上市で待機児童何人いるかわかるかと聞かれたけれども私もわからなかったから。そんなことも把握していないのかとお叱りを受けてきましたけれども。その内のひとりかと思えます。だから、全部入ってよそへ頼んで担当に電話連絡したら、秋田市内で空いているところにもお願いできますので、その仕事の関係で言ってくださいと。秋田市で勤めている方だから秋田市の保育所と連絡しながら空いているところであればお願いできますから市の方で斡旋してあげますという格好で返事はくれましたけれども。まず潟上市内に居を構えて子どもも預かりたいと思っていたでしょうからがっかりしたこともひとつ。五城目からわざわざ潟上市に居を構えて新築住宅を買ったらしいけれど、母親は天王の出身の方です。そういう事情、

待機児童ゼロということはありませんと思うのです私も。潟上市入れると言えれば必ず引っ越ししたりアパート借りたりして次の機会を待つという格好になっていると思うので。私これで2件目です。秋田から来て子どもを産んで、いよいよ預かれない。その子どもは天王二田の子どもだったけれども、半年間、豊岩保育園に当時、ばあさんがた2人で面倒みたという経緯もあります。まずそういうことなので、せっかく新しいのできているから、職員を増やしても頑張ってもらいたいと思うわけですが、市長一言いかがですか。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 職員の待遇関連については先ほど答弁したとおり、いろいろとほかの採用職員との兼ね合い等もありますので一朝一夕にはなかなかいかないと思っております。一方で、待機児童がいる本市の現状については、このあと開園致します天王こども園の活用そしてまた議員からもお話ありましたとおり隣接市町村との連携等を図りながら解消に向けて頑張ってもらいます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 提案だけれども、秋田銀行から寄贈された野球場もあるので、施設建てるならばそこも可能かと思えます。いかがですか。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） ご提案の球場につきましては、現在活用している団体等もありますので、そういった団体等のご理解を得なければならない点もあると思えます。またそもそも、施設自体の建設が必要かについては、改めてまた検討の余地もありますのでご了承いただきたいと思えます。

○10番（佐藤義久） 最後に過疎指定になったので、過疎債を十分活用されて計画立ててそれでやってほしいなと思えます。みんな使えますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） これをもちまして10番佐藤義久議員の質問を終わります。

昼食のために、暫時休憩します。再開は午後1時30分です。

午後 0時10分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番伊藤正吉議員の発言を許します。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い2点について質問したいと思います。

1つ目は、文化財の保存と活用したまちづくりについてであります。

地域の過疎化や少子高齢化の進展等により、地域社会の衰退が指摘されています。そういう中、文化財は人々が日常生活のなかで守り、その継承の基盤となるコミュニティ自体が脆弱化し文化財の担い手不足、維持、発展が課題となっています。しかしながら、同時に文化財の求められる役割は大きいものがあります。例えば、地域振興、観光振興に対する期待はますます増大しています。

文化財には史跡、建造物、民俗、芸術、考古、天然記念物などさまざまありますが、潟上市には国指定の重要文化財の飯塚神明社観音堂、東湖八坂神社の統人行事、最近では国指定建造物の小玉家住宅など、ほかに県指定、市指定の各種文化財がたくさんあります。さらに民俗文化財として新関ささらを始め、まだ文化財にはなっておりませんが八郎まつり、鷺舞まつりなど、これから後世に伝えていかなければならないものもあります。これらの文化財は、潟上市文化財保護条例によって指定され保護されています。しかしその活用については記されていないのです。これらの文化財は、地域全体で文化財の保存と活用を併行してとらえ、地域振興や観光振興につなげていく必要があると思います。

そこで次の点についてお伺いします。

1文化財を活かした「まちづくり」について。

①潟上市には、有形、無形を含めて指定文化財、登録文化財は何件ありますか。

②市の文化財をどのように捉えておりますか。

③文化財を保存・活用するための計画として「文化財保存活用地域計画」というのがありますが、その策定予定と策定を活かしたまちづくりを進める考えはありますか。

④学芸員を配置する予定はありますか。

⑤新たに文化財の指定をめざしているものはありますか。

⑥飯塚の小玉家住宅、小玉醸造を中心としたまちづくりを進めている「潟上市観光まちづくり協議会」の計画の進展はどうなっていますか。

以上についてお伺いします。

2つ目と致しまして「自治会（町内会）運営上の課題について」であります。

自治会は、広報物の配付、回覧、防犯、防災、環境美化、地域住民の福祉向上などに

大きく寄与するとともに、行政と地域住民を結ぶ基礎的な組織として様々な行政サービスを協働で担うなど重要な役割を果たしております。しかし、少子高齢化、核家族化などの社会環境の変化や日々の仕事や生活に追われるなかで、直接関係あること以外はなるべく関わりたくないし関わる余裕もないという住民の姿もあります。そうした価値観の多様化が進んでいます。そうした中で、地域の現状は一様ではありませんが、住民で組織されている自治会は、将来的に組織への加入率の低下、役員の高齢化、担い手不足、住民の地域活動の不参加、無関心、存続自体が危惧されるなど様々な課題を抱えております。その反面、行政は地縁組織としての自治会に地域活動との協働、支援の在り方について更なる期待をしているのが事実ではないでしょうか。今後、市民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、生活の場である地域はどのような地域づくりを進めていけばよいのかが課題であります。また地域組織である自治会の意味と役割とが改めて問われるようになっていきます。

そこで次の点について伺います。

①市として地域運営組織である自治会の必要性、重要性をどのように認識していますか。

②行政として自治会に対してどのようなことを期待していますか。

③本年4月1日現在の自治会の世帯規模はどのようになっていますか。（500世帯以上、300世帯以上、100世帯以上、50世帯以上と未満、30世帯未満、20世帯未満）

④合併時から現在までの自治会加入率の傾向は。また本年4月1日現在の自治会加入率は。

⑤自治会へ加入していない方への広報の配布はどうなっていますか。

⑥今後、行政主導で自治会合併等の再編を推進する考えはありませんか。あわせて自治会合併に係る優遇制度を設ける考えはありませんか。

⑦自治会への補助金の見直しについての考えはありませんか。

⑧コミュニティ推進協議会の役割とその取り組みについてはどうですか。

以上についてお伺いします。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは11番伊藤正吉議員の一般質問の1つ目、「文化財の保存と活用したまちづくりについて」お答致します。

ご質問の1点目「潟上市には、有形、無形を含めて指定文化財、登録文化財は何件あ

りますか」についてお答え致します。

はじめに、指定文化財と登録文化財の違いについてご説明致します。

指定文化財の制度は、文化財のうち特に重要なものを国や地方自治体が指定し保護するもので、重要な文化財を厳選し、強い規制と補助金などの手厚い保護を行うものです。一方、登録文化財の制度は、平成8年の文化財保護法の改正により導入されたもので、国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化などから適切な評価を受けることなく失われようとする文化財の保存・活用を図るため、強い規制と手厚い保護を行う指定制度を補完する緩やかな保護制度として制定されました。

現在、潟上市内の指定文化財は63件、登録文化財は0件でございます。指定文化財63件の内訳は、国指定の文化財が4件、秋田県指定有形民俗文化財及び史跡が2件、潟上市指定文化財及び史跡並びに天然記念物が57件になります。その主なものは、国指定の文化財では飯田川地区にあります神明社観音堂、天王地区の東湖八坂神社祭の統人行事、秋田県指定有形民俗文化財では八郎潟出土くり船、指定史跡では石川理紀之助遺跡、潟上市指定文化財では飯田川地区にあります地獄絵図になります。

次に、ご質問の2点目「市の文化財についてどのように捉えておりますか」についてお答致します。

本市には、有形無形を問わず、先人たちが残し長年にわたり継承されてきた民俗文化や郷土の歴史、文化活動を示す多くの文化財があり、大変貴重な財産であると捉えております。これらが潟上市のよさを発見する契機となり、市長が施政方針で述べた「潟上DNA」として次の世代へ引き継がれていくように、保存保護、伝承、周知、活用を図りたいと考えております。

次に、ご質問の3点目「文化財保存活用地域計画の策定予定とそれを活かしたまちづくりの推進」についてお答え致します。

文化財保存活用地域計画は、各市町村において取り組んでいく目標や具体的な内容を記載した当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的な計画で、現在、全国で47の市や町で策定されております。

潟上市では、第2次潟上市総合計画後期基本計画及び第3次潟上市生涯学習推進計画に基づき、文化財の保護と活用について推進しております。現在のところ、文化財保存活用地域計画について策定する予定はございませんが、来年度は第4次潟上市生涯学習推進計画の策定年となっており、その中で、今後の潟上市における文化財保護事業の取

組について検討してまいります。

次に、ご質問の4つ目「学芸員を配置する予定はありますか」についてお答え致します。

専門的な知識をもち、資料の収集や保存、調査、研究及び展示公開などを担う学芸員は、文化財保護行政にとって欠かせない人材であると認識しております。先ほど答弁申し上げましたが、今後策定する第4次潟上市生涯学習推進計画の目指す方向性とあわせ、専門職員の配置のあり方等について検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の5つ目「新たに文化財指定をめざしているものはありますか」についてお答え致します。

今年6月に、3点の候補物件について所有者から指定文化財指定申請書の提出があり、教育委員会から市文化財保護審議会に諮問しております。

今後の予定としては、審議会が候補物件が文化財としての価値があるものかを審議し、その結果が教育委員会へ答申されます。市文化財に指定することが妥当との答申があった場合、教育委員会が指定し市の指定文化財となります。

次に、ご質問の6点目「潟上市観光まちづくり協議会」の計画の進展についてお答え致します。

はじめに、潟上市観光まちづくり協議会は、株式会社北都銀行が中心となり平成31年3月に設立されました。協議会では、市の歴史的資源及び地域資源を活用した観光振興と交流人口の拡大を図ることを目的に、国の農山漁村振興交付金の農泊推進対策事業の認定を受け、国の指定重要文化財である小玉家住宅及び周辺住宅を宿泊観光施設としてリノベーションし地域活性化を図っていくことを目的に、小玉家及び観光拠点となりうる周辺施設のリストアップ調査を行っております。また、魅力ある観光に必要な食、体験、文化、自然といった地域資源の掘り起こしなど、滞在型観光地として確立していくための様々な意見交換や情報収集活動に取り組み協議を重ねております。

ご質問の「計画の進展はどうなっているか。」につきましては、観光拠点整備に向けた基礎計画とその活用計画を策定したほか、事業実施の核とする人材の確保や育成、融資等金融支援の調整確保に向け、専門家からの指導助言を仰ぎながら引き続き協議を重ねております。新型コロナ感染症拡大の影響もあり、予定とした協議実施の見通しが立てにくい状況ではありますが、今後も連携しながら地域活性化に取り組んでいく考えであります。

以上であります。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） 11番伊藤正吉議員の一般質問の2つ目「自治会（町内会）運営上の課題について」お答え致します。

はじめに、ご質問の1点目「市として地域運営組織である自治会の必要性、重要性をどのように認識していますか」についてお答え致します。

平成25年に施行された潟上市自治基本条例では、自治会を含む市民や議会、行政は、あらゆる場面で対等であり、互いの立場を尊重し合い、協力してまちづくりを進めていくことを定めております。

自治会は、地域の自主的な意思に基づき、地域を快適で住みやすくするために組織された団体であり、安全、安心なコミュニティづくりの中心的な担い手として、明るく活力のある地域社会の発展を図り、市行政の円滑な推進を図るため、極めて重要な存在であると受け止めております。

次に、ご質問の2点目「行政として自治会に対してどのようなことを期待していますか」についてお答え致します。

市では、まちづくりを推進するうえで自治会等のコミュニティが果たす役割の重要性を認識し、その活動の支援に努めているところです。市民の誰もが暮らしやすいまちを形成するため、地方分権時代の訪れを地域発展の好機と捉え、市民が「まちづくりの担い手」として積極的に市政に参加するとともに、それぞれの役割と責任を適切に分かち合いながらまちづくりを進めていくことを目指してまいります。

次に、ご質問の3点目「本年4月1日現在の自治会の世帯規模はどうなっていますか」についてお答え致します。

500世帯以上の自治会が3自治会、300世帯以上499世帯以下の自治会が1自治会、100世帯以上299世帯以下の自治会が36自治会、50世帯以上99世帯以下の自治会が22自治会、30世帯以上49世帯以下の自治会が22自治会、20世帯以上29世帯以下の自治会が14自治会、19世帯以下の自治会が10自治会で、合計108自治会となっております。

次に、ご質問の4点目「合併時から現在までの自治会加入率の傾向は、また本年4月1日現在の自治会加入率は」についてお答え致します。

本市における自治会加入率は減少傾向にあり、合併時から8割台で推移しております。

なお、本年4月1日現在の自治会加入率は82.9%となっております。

次に、ご質問の5点目「自治会へ加入していない方への広報の配布はどうなっていますか」についてお答え致します。

市では各自治会に対し、自治会への加入の有無に関係なく全戸配布のお願いをしております。

次に、ご質問の6点目「今後、行政主導で自治会合併等の再編を推進する考えはありますか。あわせて自治会合併にかかる優遇制度を設ける考えはありませんか」についてお答え致します。

地域におけるコミュニティ活動については、今後さらに少子高齢化が進行することにより、小規模な自治会では活動が困難になることも想定されます。自治組織は、自主的な意思に基づき組織されたものであることから、市から自治会合併等の再編の強制はできませんが、自治会から相談等があった場合には、地域の実情にあわせて自治組織のあり方や活動形態等について共に考え、対応を検討しながらコミュニティ活動を支援してまいります。現在のところ、自治会合併に係る優遇制度を設ける考えはございません。

次に、ご質問の7点目「自治会への補助金の見直しについての考えはありませんか」についてお答え致します。

市では、地域自治組織の円滑な運営及び地域づくり活動を支援するため、自治会に対し潟上市自治会活動推進費補助金を交付しております。現在のところ、自治会への補助金の見直しについては考えておりませんが、今後も各自治会の活動状況や市の財政状況等を勘案しながら必要に応じて検討してまいります。

次に、ご質問の8点目「コミュニティ推進協議会の役割とその取り組み」についてお答え致します。

コミュニティ推進協議会は、地域住民の意思を反映し、地域内の各種団体が連携を図りながら、地域住民相互の自主的参加を促進し、豊かで心ふれあう快適で住みよい地域づくりを進めることを目的とする組織であり、伝統行事、文化、生活などに関する活動を支援しながら、地域の様々な課題に対する方策を考えたり自己解決を図ったりするための自治会を中心とした自主活動組織であります。

本市には、豊川コミュニティ推進協議会、南部コミュニティ推進協議会、中央コミュニティ推進協議会、西部地区コミュニティ推進協議会の4団体があります。

具体的な活動としては、草刈りやクリーンアップなどの清掃活動や各種スポーツ大会、

各種研修会、秋の収穫祭や祭りの開催、広報誌の発行などを行っております。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員、再質問ありますか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） まず1つ目の、文化財を生かしたまちづくりについての、1つ目の有形、無形を含めて指定文化財、登録文化財は何件ありますかということでご答弁いただきましたけれども、指定文化財が国、県、市あわせて63件、登録文化財が4件あるということの答弁でございますけれども、これらの文化財は地域の過疎化や少子高齢化によって、文化財の担い手不足とか滅失などが課題となっておりますけれども、文化財は後世に伝えていくためには、地域住民の理解や地域と行政との連携体制の構築などの課題を相互に補完しながら取り組んで、担い手育成などの地域全体で文化財を守っていく必要があると思います。まず、これについては答弁はおりません。

次に2つ目として、市の文化財をどのように捉えているかということで、有形、無形を問わず貴重な財産として捉えているということのご答弁だと思いますけれども、文化財を次世代への継承していくためには、保存を優先することから地域振興、観光、産業振興の目線で自立した文化財保護を推進すべきだと思いますけれども、まずその点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほどの答弁にもありましたとおり、本市においては有形、無形を問わず、いろいろな文化財がまずあるわけでありまして、当然まず貴重な財産であると捉えております。例えばこの文化財は、当然個人の所有のものがあれば市の所有のものもありますので、その点もしっかり把握しながら、今後の保存またはその保存に関して、もし市として助成が必要であれば、その点も考慮に入れながら保存、保護、伝承に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 次、3つ目の文化財を保存・活用するための計画として、文化財保存活用地域計画の策定についての考えについて先ほど答弁いただきましたけれども、全国ではまだ47市町村しか計画立てていなくて、今後は後期計画とか生涯学習計画の中で計画を立ててというお話でございますけれども、この計画は、市町村において取り

組んでいく目標とか取り組みの、この答弁でもちょっと触れておりましたけれども、具体的な内容を記載した市町村の文化財の保存と活用に関する基本的な計画でありまして、一定期間の更新も必要なことでもありますけれども、この計画を進めることによって、継続性とか一貫性ある文化財の一層の保存、活用が促進されると思います。また、地域住民の理解を得ることによって、地域社会の総がかりによって充実した文化財の保存、活用を図っていくことが可能になりますので、ぜひこの計画を立てていただきたいと思います。今すぐとは言わないですけれども、この計画は1年、2年でできるものとは考えておりませんので、情報収集とかいろいろありますので、そういったことを考えますと、3年か4年のスパンで計画を立てていく必要があると思いますので、なんとか本当に保存、活用するためには、実際にこれをどうやって活用、保存していくかのこの計画が、やはりその生涯学習よりもやっぱり基となる、例えば、発展計画と同じような基となる計画になりますので、ぜひともこれを進めていただければなと思います。

ちなみに、この計画ですけれども、秋田県においては横手市がこの計画を今年度策定しております。今年令和3年の4月から施行されて、7月16日でしたか確定されておりますけれども、ぜひこの計画を潟上市としても将来的に計画を立てて、今後活用を推進していただければと思いますけれども、再度ご答弁願えればありがたいです。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

文化財保存活用地域計画の策定に関してでございますが、先ほども答弁致しましたが、第4次潟上市生涯学習推進計画の策定がまず来年度となっておりますので、その中で検討の材料の一つとは考えております。いずれ、この計画の策定にあたっては、まず先ほど伊藤議員からもありましたが、当然まず1、2年でできるような計画ではないということは認識しております。また当然計画となりますと、どうしてもやっぱり財政的な面の裏付けが必要となると思われまますのでその点も加味しながら、まずは計画の策定に向けた検討をしてまいりたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） それでは次、学芸員の配置について質問したいと思います。

この文化財保存・活用していくためには、学芸員の配置はぜひ必要なところでありまして、やはりこの専門的な知見を有する人材の確保、育成が必要で、具体的にこの普及活動や学習の機会の提供や体制づくりを担う担い手の育成など、やはり専門職の資格の

ある方が必要と思われるので、例えば、教育職に就いて退職された方などを会計年度職員でもいいですから配置を考えていただければありがたいのですけれども、その点についてもう一度ご答弁をお願いします。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただ今のご質問にお答え致します。

学芸員の関係でございますが、いずれ学芸員に関しては、当然我々も資格の持つ職員がいれば大変有効なことと思っております。ただ、まず職員に関しては人事に関する部分でもありますので、慎重な対応が必要となると思っております。いずれ今後のあり方については、再度人事部局とも検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） この学芸員の資格ですけれども、まず資格については一応4つくらいありまして、まず学士の学位を有するもの、2つ目は、大学に2年以上在学して62単位を習得して2年以上学芸員補にあったもの、3つ目が、教職員の免許で2年以上教職にあったもの、そして4つ目が、4年以上学芸員補にあったものとありますので、せめて学芸員補をとりあえずは採用しながら育てていただいて、その学芸員のその資格を持たせるとか、そこら辺からはじめて、いきなり学芸員の資格持っている方を募集しても、いらっしゃれば宜しいのですけれども、そこら辺難しい場合はせめて学芸員補を何とか養成するとか、そこら辺も大事だなと思っておりますけれども、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答えします。

学芸員の資格ということですが、これはまず博物館法にも規定されておりました、その点も我々としては十分承知しておる部分ではあります、やはり臨時的な部分もありますので、この資格という部分についても人事部局とも協議しながら採用等もできるのであれば、その点も加味しながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 次に⑤と致しまして、新たに文化財の指定を目指しているものについて、先ほど答弁でありましたけれども、所有者の方から3件の要望があつて、今

市の審議会で諮問しているということでありましたので、できれば指定されれば宜しいのですけれども。それはそれでわかりました。

次6番目の、潟上市観光まちづくり協議会の計画の進展について、先ほどご答弁の中で北都銀行が中心となって設立されて、小玉家周辺についていろいろ協議されているということでした。私も以前この一般質問の中で、小玉家住宅を中心としたまちづくりについて質問したことがございますけれども、市の観光まちづくり協議会がこのエリアで、先ほども答弁ありましたけれども、体験型観光事業を展開する計画を検討しているとありました。それから1年半以上も経過致しておりますけれども、その後の経過は先ほど答弁にありましたけれども、いろんな意見交換とかなされているとありましたけれども、やはりここの地区は、上質な滞在型施設として、改修したり活用することで可能性もありますし、またその周辺も整備することによって、滞在型ツーリズムとか地域住民のイベント会場とか使用とか地域住民を積極的に巻き込む活動によって、地域産業としても可能性があり発展につながると思います。また市長は、以前からこの地域には大変関心を持たれていたと思いますが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 伊藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

飯塚地区、小玉家であるとかそういった地区の観光振興についてお答えさせていただきます。

現在は、答弁にありましたとおり、北都銀行を中心に民間主体でまちづくりの協議会が進められております。やはり、観光振興していくうえではやはり飯塚地区、大変魅力的な部分もございますけれども、やはり滞在型なり観光地にしていくためには、地域上げての磨き上げというのにも必要になってくると思っております。そういった磨き上げを具体的に進めるような中で、市としてどういった支援なり対応が可能なのか、もう少し具体的なものが見えた段階で市として検討していきたいと思っております。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 以前、市長があそこの飯塚地区の小玉家を中心としたあそこら辺の地区は、潟上市にはないすごい魅力あるところだなという話をしておりましたので、ぜひともここの地区を、今度具体化してきたらぜひとも観光に結びつけるような施策をもって進めてもらえればありがたいと思います。答弁はいいです。

次に、自治会運営上の課題について質問したいと思います。

市として、自治会の必要性、重要性をどのように認識しているかという質問ですけれども、基本条例でもありますように、市の円滑な行政を進めることに自治会はなくてはならない存在だというご答弁もございますけれども、私も前段にもお話していましたが、自治会は、災害対応、防犯対策、高齢者の見守り、ごみ対策など、自治会が地域を守る活動は大きく広がっております。しかしながら、地域にもよりますけれども、自治会の無関心、自治会加入意識の低下、役員の高齢化、若い世代の自治会離れなどの課題も見えてきていると考えられます。それは、自治会の弱体化にもつながる恐れもありますので、自治会の崩壊は絶対に避けなければなりません。地域の課題を解決するパートナーとして自治会を継続できる体制を整えることを考えていくべきだと思いますけれども、そこら辺もう一度どう考えているかご答弁願えればと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまの質問にお答え致します。

先ほどの答弁の繰り返しになる部分もありますけれども、自治会につきましては先ほど申しましたように、安全、安心なコミュニティづくりの中心的な担い手としてとらえております。ただいま伊藤議員からご指摘ありましたような防災あるいは日々の暮らしの中のいろいろな場面、こういったところでの市民に一番身近な頼れる単位の団体として、これからも極めて重要な存在として続いていけるように、必要であれば市からも支援をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） ちょっと提案にもなると思いますけれども、昔この旧飯田川時代ですけれども、町内会に担当職員を配置されていたことがありまして、これはやっぱり地域のアドバイザー的な機能とか行政の情報提供とか地域課題のサポートなど、自治会の基盤の強化を図るという思いで実施されたのであったと思いますけれども、やはり今後もこういったものを活発に行うべきと考えますけれども、その点についてどうお考えでしょうか。職員を町内会に1人ずつ配置されて、そういったいろんなアドバイザーとか情報の提供とか地域課題のサポートとか、そういったところの基盤の強化を図るということについて。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 議員ご提案の件についてお答えしたいと思います。

ご承知のとおり、現在職員数は非常に少ない状態でありまして、なかなかその地域に赴く職員の配置というのは、108現在あるわけでございまして厳しい状況があると思います。ただ一方で、今後の自治会そしてまた地域コミュニティを考えたいと、やはり地域の住民の方々が何某かの形でこの地域を将来にわたって持続可能にしていくためにはどのようにしていくべきか、こういった話し合いの場というものは必要であろうと私自身も感じております。現在はコロナ禍の中で、自治会の会長さん、役員の方々と話し合いの場をまだ持ってはいないのですけれども、そういった場面においては、私の方からも今後の地域づくりについて、ぜひとも地域の方々にそれぞれの特色を持って町づくりを進められるような話し合いの場を設けていただけるように働きかけてまいりたいと思っております。いずれにしても、各市内の各自治体の取り組みさまざまございまして、飯田川地区においては、例えば自治会長さんの任期制を設けるだとかそういった交代によって地域の活性化を図っているような町内も伺って拝見できておりますので、そういったいい事例は他の自治会でも活用するだとか、そういった形で地域のコミュニティづくり、自治会の活性化を目指してまいりたいと思います。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） ②として、行政として自治会に対して期待することについてでありますけれども、自治会にはコミュニティとしての役割が大きくて、それぞれの役割を進めていくことを目指すという答弁でございましたけれども、自治会はさまざまな基本計画の中でも多くの場合で市民の協力が必要不可欠でありまして、政策達成に向けて自治会の協力は欠かせないものと思います。自助、共助、公助の考え方は、計画のさまざまな底流に流れているものと思ひまして根幹を成すべきと考えられますし、また今後も、地域で総合的な取り組みをする自治会への期待は大きくなると思います。それで自治会から、配布物の一元化してほしいという要望あったり、例えば日中の会議だと若い人など、例えば勤めている方は出席できないので町内会長になり手がいないとか、さまざまこういったお話もございまして、そこら辺もどうか加味していただいて自治会活動を、主体者である自治会が自主活動に前向きに進んでいけるような、そういう担い手も育成できるようなご指導も行政の方でしていただければなと思います。別に答弁、これについては宜しいです。すみません。もし答弁、この言ったことによって答弁ありましたら、なければ。この配布物の一元化だとか、この若い人の町内会長をする場合の日中の会議をどうするとか。例えば、配布物が月1回広報とか一緒に来るのだけれども、たまに別

の時期にもきたりする。それに交じってまた同じ自治会においてもいろんな配布物がありますのでそれぞれで。それで、しょっちゅう班長さんにその配布物を渡すと、月の内に何回も配布物がありますので、そこら辺の一元化をしてほしいという形の要望がありましたので。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問といいますかご提言についてお答え致します。

自治会への配布物の一元化というか、月に何回もあるようでは困るという話は、前からお聞きすることはありました。そのため市では、市の広報と一緒に配るというもの以外は、緊急的なもの以外は行わないようにしてございます。それ以外、市外の団体のものにつきましては、市で把握していないものがほとんどでございますので、そちらについてはいかんともし難いということでございますので、それについては、情報があるようでしたら具体的なところお話をいただければ、できる範囲では協力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 自治会の世帯規模ですけれども、先ほどの答弁では500世帯以上が3自治体、あとほとんどが300世帯から50世帯以上のところにありますけれども、中にはやはり、30世帯未満が14自治会、20世帯未満も11自治会といろいろありますので、これはわかりました。

それと、自治会の加入率の傾向ですけれども、これについては減少傾向にあって、現在8割台となっておりますということで、本年4月1日現在では、加入率は82.9%ということでしたのでわかりました。

次に、自治会へ加入していない方への広報の配布なのですけれども、加入していない、いるに関わらず関係なく、全戸に配布されているというお話でございましたけれども、実際は町内会によっては、町内会に加入されていない方には配布は行っていないところも実際あるのです。だからそこら辺のところ、税金払っているのに広報も来ないとか、そういう方はどうされているのかちょっとわからないのですけれどもそういう方も実際にはあります。それで、やはりこういった広報も配布されない、何も来ないとなれば、自治会加入促進のためにもやっぱりこれは配布漏れないようにしっかり指導しないと、また若い世帯の自治会への参加を進めるためにもこういったことだけでも、配布も本当

にこれ全戸に配布されているのかどうか、市の方でも各町内会に確認すべきではないか
と思いますけれども、そこら辺答弁願います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

市と致しましては全戸配布、町内会、自治会に加入していない方にも配布をお願いし
ておりますし、それにあわせて補助金も交付しているところがございますので、全部の
世帯に配布されているものと思っておりましたが、ただいま伊藤議員からのご指摘につ
いては事実関係確認して、もしそういったことがあるようでありましたら、きちんと配
布するように指導してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） そうすれば、例えば追分地区なんかアパートたくさんあります。
そこに住民票登録するかしていないかもわからない部分もかなりあると思います。そう
いうところに、例えば自治会に入っていない場合、住民登録していない方にはいいのだ
けれども、住民登録されてもたぶん配布されていないところを自治会でちゃんとそれを
把握して配っているかどうか疑問を感じますけれども、そこら辺の確認もやっぱり
しっかりしながら全戸に漏れなくできるような仕組みづくりをしないといけないと思
いますけれども、再度答弁願います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

その点も含めまして確認してまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） では6番目の行政主導の自治会合併等の再編の推進についてなの
ですけれども、今後ますます、例えば小規模な自治会においては、役員のなり手がいな
いとか担い手がいないなど、自治会活動をやっていけない町内会も出てくると思いま
す。しかしながら、町内会独自での合併の推進は、これはなかなか難しいところもありま
すので、そういった場合、やはり行政主導で行うところも必要かなと思いますけれども、
そこら辺もう一度答弁お願いします。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原剛） ただいまのご質問にお答え致します。

潟上市になってから、自治会の合併例、統合例が3件ございます。いずれも地域の方々が自分たちの判断でそれぞれ決断し、あるいはそれぞれ合併する自治会同士で協議をして進めてきたものでございます。先ほども申しましたように、自治会活動は地域の自主的な活動でございますので、市として積極的に合併、統合について向かうということは今のところ考えてございませんが、相談があった際には、そのときにはまた考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 建前で言えば、それは町内会というのは自立した組織だとは思いますがけれども、これは最初作ったときの、昭和何年か大正何年かよくわからないのだけれども、その町内会の区切りだとかあって、町内会組織として扱わなければならないと言ったのか、これはやはり作るときも、そこら辺行政も関わってこの自治会づくりを組織を作り上げたと思いますので、実際小さくなって活動できなくて隣の自治会と一緒にするといっても、相手もあることだしいろんな難しい面も出てくると思いますので、そういった相談があれば相談に乗ってやるということですが、やはり行政も投げているとは思いますが相談あればやるというのでそこに期待して、そういった自治会があればぜひ相談乗ってあげてください。わかりました。

次7つ目の、自治会の補助金の見直しについてでありますけれども、現在考えていないということでもあります。今年度はほとんどの行事が中止になって予算的には余裕があると思います。ただ今後、過疎化が進んだり少子高齢化の影響等で会費の増は見込めないし、また低額の年金生活者が増えたりで負担を求めるのがなかなか大変になってきております。今後は、自治会費の引き下げも難しいところでもありますので、今後そういった自治会の行政の果たす役割も非常に大きいので、今後やっぱりそういった補助金についても補助金の適正化というか広域性、政策的なものとかその必要性、そういった効果の観点からも検証が必要だと思いますので、そこら辺もう一度ご答弁願えればと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほども答弁したとおりでございますけれども、今後も各自治会の活動状況あるいは

社会状況を勘案しながら、必要に応じて検討してまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） そろそろ時間も近いので、8番目のコミュニティ推進協議会の役割とその取り組みについてですけれども、現在このコミュニティ推進協議会に値する団体が4団体、豊川、南部、西部、あともう一つあるということでそれぞれ協議会を、このコミュニティ協議会というのは、地域のことは地域で考えて地域で決めて、地域で責任持って実施するという団体だと思います。今後もこの地域協議会が自主的に地域住民の相互の自主的参加を促進して、心豊かに触れ合う快適で住みよい地域づくりを進めることを目的とされておりますので、このコミュニティ推進協議会の支援も、行政としてぜひこれからも行っていただきたいと思います。

これで、以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって11番伊藤正吉議員の質問を終わります。

これで一般質問は全て終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため9月15日から29日までの15日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認め、9月15日から29日までの15日間、本会議を休会することに決定致しました。

本日の日程は、これで全て議了致しましたので、よって、本日はこれで散会します。

なお、9月30日午後1時30分より、本会議を再開しますので、ご参集願います。

また、9月15日水曜日午前10時より、予算決算特別委員会を開催しますので、ご参集願います。

以上を持って終わります。どうもご苦勞様でございました。

午後 2時28分 散会